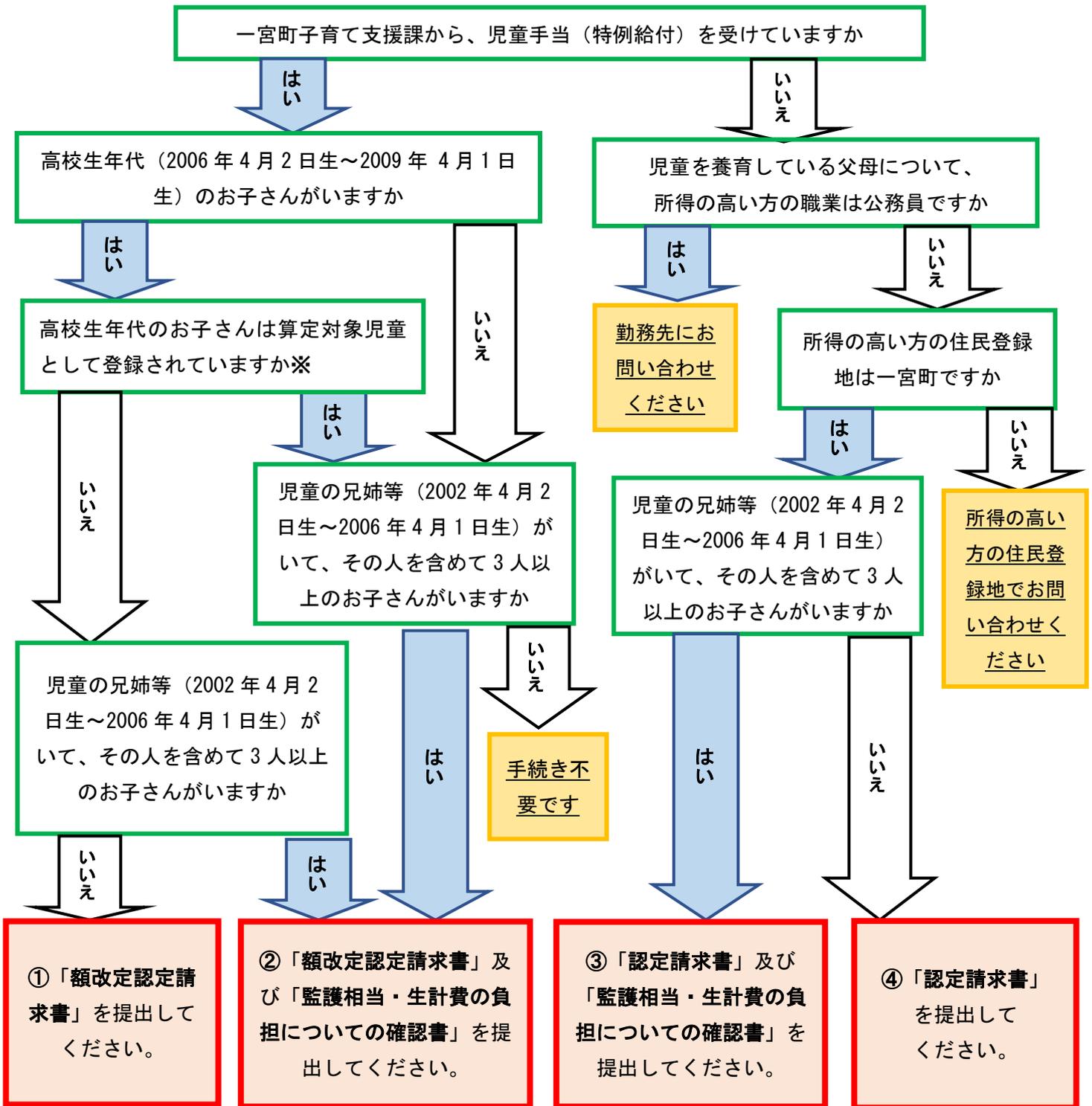


児童手当 制度改正 手続き要否確認フロー



※現在児童手当を受給しており、一宮町に住民登録されている児童については、原則算定対象児童として認定されています。

一宮町に住民登録のない児童や、高校生年代の児童のみ住民登録の異動があった場合等は、算定対象児童として認定されていない場合があります。

必要書類

- ①：「額改定認定請求書」
- ②：「額改定認定請求書」、「監護相当・生計費の負担についての確認書」
- ③：「認定請求書」、「監護相当・生計費の負担についての確認書」、請求者の健康保険証の写し、請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し、個人番号がわかるものの写し
- ④：「認定請求書」、請求者の健康保険証の写し、請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し、個人番号がわかるものの写し